

国立大学法人浜松医科大学の役職員の報酬・給与等について

役員報酬等について

役員報酬等の支給状況

役名	平成16年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況	
	千円	報酬(給与) 千円	賞与 千円	その他(内容) 千円	就任	退任
法人の長	17,944	12,828	5,116	0 ( )		
理事 (3人)	45,121	32,124	12,810	187 (通勤手当)		
理事 (非常勤) (1人)	2,520	2,520	0	0 ( )		
監事 (1人)	13,788	10,116	2,665	1,007 (通勤手当)		
監事 (非常勤) (1人)	2,520	2,520	0	0 ( )		

役員退職手当の支給状況(平成16年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額) 千円	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘要
法人の長		年 月			該当者なし
理事		年 月			該当者なし
監事		年 月			該当者なし

職員給与について  
職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成16年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち通勤手当	うち賞与
常勤職員	680	42.5	6,172	4,490	40	1,682
事務・技術	151	44.9	6,016	4,378	53	1,638
教育職種 (大学教員等)	178	47.9	8,471	6,144	35	2,327
医療職種 (医師)	該当者なし					
医療職種 (看護師)	256	36.4	4,902	3,578	35	1,324
技能・労務職種	30	50.3	5,164	3,784	60	1,380
医療職種 (医療技術職員)	63	42	5,653	4,108	33	1,545
教育職種 (外国人教師等)	1					
その他医療職種 (看護師)	1					

在外職員	該当者なし					
------	-------	--	--	--	--	--

任期付職員	54	40.9	7,189	5,312	32	1,877
事務・技術	該当者なし					
教育職種 (大学教員等)	54	40.9	7,189	5,312	32	1,877
医療職種 (医師)	該当者なし					
医療職種 (看護師)	該当者なし					

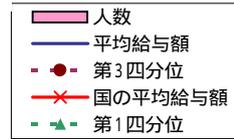
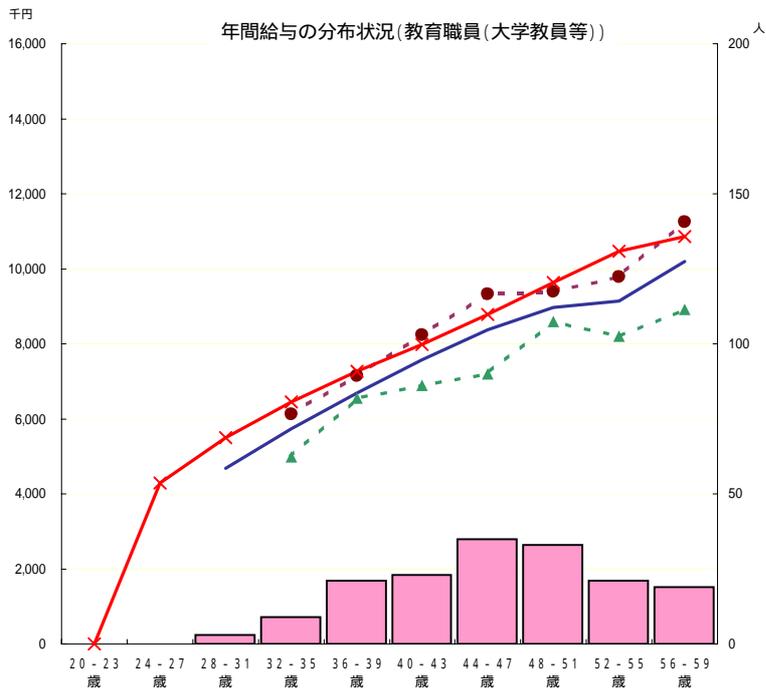
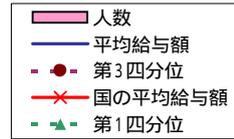
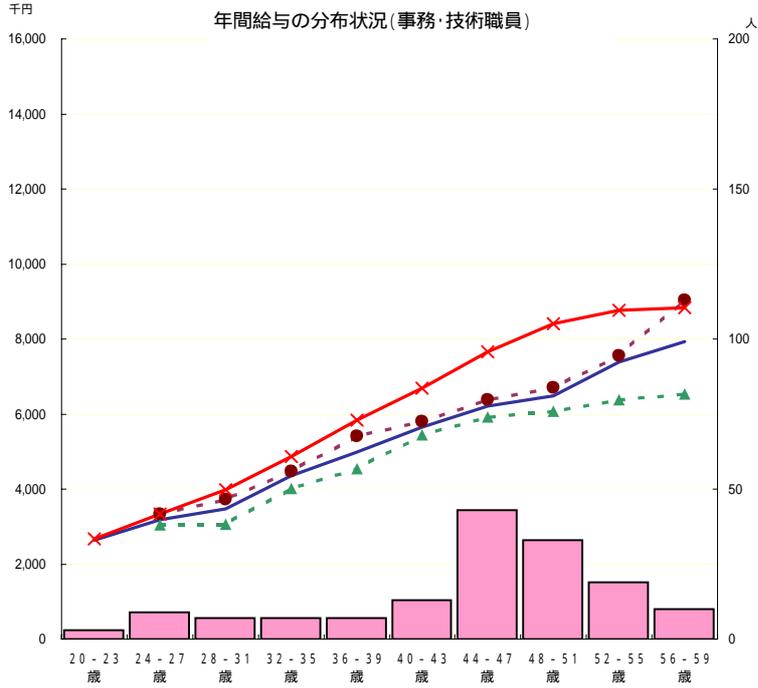
区分	人員	平均年齢	平成16年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
再任用職員	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (大学教員等)	人	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (医師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (看護師)	人	歳	千円	千円	千円	千円

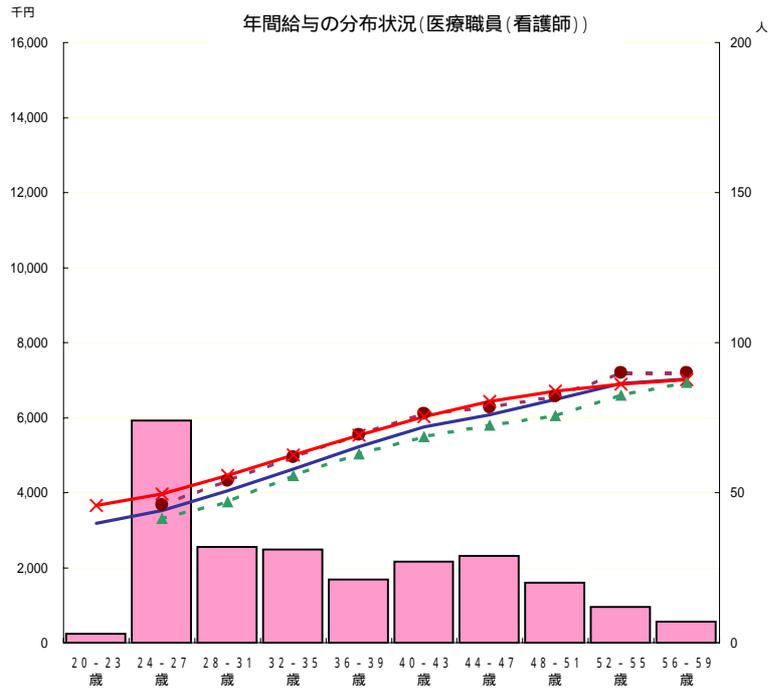
非常勤職員	人 16	歳 40.1	千円 4,645	千円 3,529	千円 40	千円 1,116
事務・技術	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (大学教員等)	人 6	歳 45	千円 6,654	千円 4,804	千円 38	千円 1,850
医療職種 (医師)	人 3	歳 36.8	千円 2,745	千円 2,745	千円 24	千円 0
医療職種 (看護師)	人 3	歳 45.5	千円 4,428	千円 3,251	千円 33	千円 1,177
医療職種 (医療技術職員)	人 4	歳 31.3	千円 3,219	千円 2,412	千円 59	千円 807

注1:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2:常勤職員区分の外国人教師等及び保健師については、該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、「平均年齢」以下については記載していない。

年間給与の分布状況





年間の給与の分布状況

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
課長	7	51.5	8,834	9,134	9,717
係員	26	29.0	3,042	3,460	3,964

本法人には「本部課長」及び「地方課長」と区分がないため、原則として「本部課長」を掲げるところ、「課長」を記載した。「係員」についても同様。

(教育職員(大学教員等))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
教授	50	54.7	9,860	10,616	11,244
助教授	31	50.6	8,640	8,990	9,427

(医療職員(看護師))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
看護師長	23	50.1	6,476	6,759	7,013
看護師	176	31.8	3,483	4,225	4,895

職級別在職状況等(平成17年4月1日現在)

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		係員	係員	主任	係長 専門職員	係長 専門職員
人員 (割合)	151 人	3 (2.0%) 人	8 (5.3%) 人	16 (10.6%) 人	60 (39.7%) 人	39 (25.8%) 人
年齢(最高～最低)		23～22	29～24	38～24	54～35	58～45
所定内給与年額(最高～最低)		2,086～1,852 千円	2,484～2,069 千円	3,370～2,365 千円	4,654～3,476 千円	5,017～4,298 千円
年間給与額(最高～最低)		2,765～2,531 千円	3,340～2,837 千円	4,548～3,232 千円	6,464～4,815 千円	6,833～5,980 千円

区分	計	6級	7級	8級	9級	10級	11級
標準的な職位		課長補佐	課長	課長	部長	局長	局長
人員 (割合)	(151) 人	15 (9.9%) 人	1 (0.7%) 人	6 (4.0%) 人	2 (1.3%) 人	1 (0.7%) 人	0 (0.0%) 人
年齢(最高～最低)		59～47		56～45			
所定内給与年額(最高～最低)		5,936～4,924 千円		7,393～6,490 千円			
年間給与額(最高～最低)		7,863～6,876 千円		10,041～8,834 千円			

注) 10級・9級及び7級における該当者が2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項については記載していない。

## (大学教員等)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		教務職員	助手	講師	助教授	教授
人員 (割合)	178人	7人 (3.9%)	59人 (33.1%)	31人 (17.4%)	31人 (17.4%)	50人 (28.1%)
年齢(最高～最低)		53～30歳	57～30歳	60～39歳	62～37歳	64～43歳
所定内給与年額(最高～最低)		4,467～3,234千円	5,782～3,492千円	7,301～4,812千円	7,114～5,492千円	9,779～5,993千円
年間給与額(最高～最低)		6,227～4,341千円	7,622～4,823千円	9,892～6,753千円	9,922～7,529千円	13,945～8,565千円

## (看護師)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
標準的な職位		准看護師	看護師	副看護師長	看護師長	副看護部長	看護部長	看護部長
人員 (割合)	256人	0人 (0.0%)	180人 (70.3%)	50人 (19.5%)	23人 (9.0%)	2人 (0.8%)	1人 (0.4%)	0人 (0.0%)
年齢(最高～最低)			55～23歳	57～33歳	59～42歳			
所定内給与年額(最高～最低)			4,574～2,276千円	5,221～3,554千円	5,279～4,384千円			
年間給与額(最高～最低)			6,336～3,100千円	7,203～4,945千円	7,320～6,146千円			

注) 5級及び6級における該当者が2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項については記載していない。

賞与(平成16年度)における査定部分の比率

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 57.8	% 58.9	% 58.4
	査定支給分(勤勉相当)	% 42.2	% 41.1	% 41.6
	最高～最低	% 42.3～41.9	% 42.3～38.6	% 42.3～40.4
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 66.1	% 69.8	% 68.1
	査定支給分(勤勉相当)	% 33.9	% 30.2	% 31.9
	最高～最低	% 39.7～31.3	% 33.3～28.2	% 36.1～29.8

(大学教員等)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	%	%	%
	査定支給分(勤勉相当)	%	%	%
	最高～最低	%	%	%
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 65.9	% 70.1	% 68.1
	査定支給分(勤勉相当)	% 34.1	% 29.9	% 31.9
	最高～最低	% 40.0～31.2	% 33.3～28.4	% 35.1～29.7

注) 大学教員等における管理職員該当者が2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、事項については記載していない。

(看護師)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	%	%	%
	査定支給分(勤勉相当)	%	%	%
	最高～最低	%	%	%
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 65.8	% 69.4	% 67.6
	査定支給分(勤勉相当)	% 34.2	% 30.6	% 32.4
	最高～最低	% 40.4～30.8	% 33.3～28.0	% 35.5～29.4

注) 看護師における管理職員該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、事項については記載していない。

職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員 / 教育職員(大学教員等) / 医療職員(看護師))ただし、任期付任用職員を除く)

**(事務・技術職員)**

対国家公務員(行政職(一)) 82.7

対他の国立大学法人等(事務・技術職員) 97.4

**(大学教員等)**

対国家公務員(教育職(一)) 92.7

対他の国立大学法人等(大学教員等) 91.4

**(看護師)**

対国家公務員(医療職(三)) 93.5

対他の国立大学法人等(看護師) 95.8

注:「対他の国立大学法人等」は、すべての国立大学法人等一つの法人とみなした場合の給与水準との比較

総人件費について

区 分	当年度 (平成16年度) 千円	前年度 (平成15年度) 千円	比較増 減 千円 (%)	中期目標期間開始時からの 増 減 千円 (%)
給与、報酬等支給総額 (A)	6,389,162	6,147,706	241,456 (3.93)	- ( )
人件費 (A) + 退職手当繰入 + 法定 福利厚生費)	7,148,275	6,147,706	1,000,569 (16.28)	- ( )
最広義人件費	8,209,407	7,229,805	979,602 (13.55)	- ( )

「前年度(平成15年度)」の数値には法人化により必要となった共済組合負担金、雇用保険の事業主負担分及び労働者災害補償保険分は含まれていない。

報酬・給与の考え方、改定について

1 平成16年度における役員報酬・職員給与の改定の概要

区分	改定の有無	改定率(平均)	本俸の主な改定内容	手当の主な改定内容
法人の長	無			
役員(常勤)	無			
役員(非常勤)	無			
職員	無			

2 役員報酬

平成16年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

国立大学法人浜松医科大学役員給与規程により、期末特別手当については、学長が文部科学省独立行政法人評価委員会が行う業績評価の結果及びその者の勤務実績、貢献度等を総合的に判断して、その額の100分の10の範囲内で増減額することができることとしている

役員報酬水準の改定内容

法人の長	{	改定なし	}
理事	{	改定なし	}
理事(非常勤)	{	改定なし	}
監事	{	改定なし	}
監事(非常勤)	{	改定なし	}

3 職員給与

人件費管理の基本方針

組織体系の見直しにより効率的なポストの運用を図り、また、定型的業務や新規事業においては外部委託化を推進するなどにより、限られた人件費の中で適切な管理を行い、人件費総額の抑制を目指している。

職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

国立大学法人設立時の給与体系に基づき給与を決定している。社会情勢や公務員の給与改定に関する取扱いについて(平成15年9月16日閣議決定)を考慮し、国家公務員の給与水準に準拠しつつ、給与決定を行っている。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

昇給、特別昇給、昇格の実施及び勤勉手当の成績率の判定にあたっては、勤務の実体に則した職員の勤務成績を考慮しているが、今後、導入を計画している評価制度の評価結果を具体的に反映させていくことを検討していきたい

(能率、勤務成績が反映される給与の内容)

給与種目	制度の内容
賞与:勤勉手当(査定分)	基準日以前6箇月以内の期間における勤務成績に応じて決定される支給割合(成績率)に基づき、支給される。
本給月額(昇格)	勤務成績が良好で、かつ昇格基準に達した者は、その者の資格に応じて、1級上位の級に昇格させることができる。
本給月額(特別昇給)	勤務成績が特に良好である場合には、昇給期間を短縮し、若しくは上位の号給に昇給させ、又はそのいずれもあわせ行うことができる。
本給月額(昇給)	一定期間を良好な成績で勤務したときは、1号給上位の号給に昇給させることができる。

ウ 平成16年度における給与制度の主な改正点

改定なし

法人が必要と認める事項

特になし